

TOPIC 1 | 環境省、住団連などと住宅分野の脱炭素化に本腰

環境省は、(一社)住宅生産団体連合会や(一社)日本建材・住宅設備産業協会などと、断熱リフォーム、ZEHなどの普及啓発を図る「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを開始した。

キャンペーンでは、家庭の省エネ対策として意義の大きい住宅の断熱リフォーム(高断熱窓への交換、外壁や天井の断熱改修等)とZEHの普及、省エネ家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、LED照明、温水洗浄便座)への買換えを促す。具体的には、住宅展示場や住宅設備ショールーム、ホームセンターのリフォーム相談コーナー、家電量販店、街の電気店などに、キャンペーンのガイドブックやポスター、ポップ、ロゴマークを配布するなどし、「快適」「健康」「お得」な暮らしを実現できることを、世の中に広く普及啓発していく。

一方で、今回のキャンペーンではポイント制度などの金銭的なインセンティブを設けていないため、断熱リフ



キャンペーンキックオフイベントの様子。左から大手家電流通協会の内海光晴事務局長、全国電機商業組合連合会の峯田季志会長、小泉環境大臣、(一社)住宅生産団体連合会の阿部俊則会長、(一社)日本建材・住宅設備産業協会の徳田正則会長、同協会の瀬戸欣哉副会長

ォーム、ZEHの普及にどれだけ効果があるかは不透明だ。これに対して、環境省では「まずは、断熱・ZEH化のメリットを世の中に広く知ってもらうことが今回の取り組みの主眼。そのうえで、興味を持った人には、環境省で実施している断熱リフォームやZEH化のための国の補助を活用して欲しい」としている。

「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンは2021年3月末まで行う。

TOPIC 2 | 住宅ローン減税2年延長へ、面積要件も緩和

自民党の税制調査会が、コロナ禍の経済対策として、住宅ローン減税の特例を延長する。与党税制改正大綱に盛り込む。

住宅ローン減税の特例措置は、年末時点の住宅ローン残高の1%を所得税から10年間控除するものだが、消費税10%増税の経済対策として、控除期間を13年間に拡充する特例措置が設けられている。特例措置を受けるための要件として2020年末までの入居が要件となっているが、これを2022年末まで2年間延長する。

住宅ローン減税が住宅需要者に与えるインパクトは大きい。特例措置を受けるための注文住宅の契約期限が2020年9月末であったため、駆け込み需要とその後の反動減も発生していた。住宅ローン減税特例の延長は、コロナ

禍で先行きが不透明ながらも明るさが出始めている住宅マーケットの強い追い風となりそうだ。

また、対象とする住宅の面積要件を緩和する。従来、住宅ローン減税の対象は、床面積が「50㎡以上」であったが、「40㎡以上」に広げる考え。DINKSや単身といった2人以下の世帯は床面積が50㎡よりも小さい1LDK程度の住宅を購入するケースが多く、住宅ローン減税の恩恵を受けづらかった。しかし、面積要件の緩和で、こうした世帯でも今後は住宅ローン減税の恩恵を受けやすくなり、住宅購入意欲が高まる可能性がある。

そのほか、政府はコロナ禍の経済対策として、新たなポイント制度も創設する予定で、第三次補正予算案に盛り込むことを検討している。